

議 事 日 程 第 6 号

平成28年12月21日（水）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 75号 市民バス（廃止代替路線（万世線））の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議第 76号 米沢市児童会館の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議第 77号 米沢市中部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第 78号 米沢市東部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第 79号 米沢市西部コミュニティセンター及び米沢市克雪プラザの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議第 80号 米沢市南部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第 81号 米沢市北部コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第 82号 米沢市松川コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第 83号 米沢市愛宕コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議第 84号 米沢市万世コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議第 85号 米沢市広幡コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議第 86号 米沢市塩井コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議第 87号 米沢市六郷コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議第 88号 米沢市窪田コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議第 89号 米沢市三沢コミュニティセンター及びよねざわ昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議第 90号 米沢市田沢コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議第 91号 米沢市山上コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議第 92号 米沢市上郷コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第 93号 米沢市南原コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議第 94号 米沢市営八幡原体育館等の指定管理者の指定について
- 日程第21 議第 95号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第22 議第 96号 米沢市職員恩給条例等の廃止について
- 日程第23 議第 97号 米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正について
- 日程第24 議第 98号 米沢市市税条例の一部改正について

- 日程第 25 議第 99 号 米沢市経済の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 議第 121 号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 27 議第 122 号 米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 議第 128 号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 29 議第 129 号 米沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(民生常任委員長報告)

- 日程第 30 議第 100 号 米沢市斎場の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議第 101 号 米沢市立ひまわり学園の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議第 102 号 米沢市立興望館の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議第 103 号 米沢市老人福祉センター「寿山荘」の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議第 104 号 米沢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 35 議第 105 号 米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第 36 議第 106 号 米沢市上杉記念館の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議第 107 号 米沢市地域資源活用センターの指定管理者の指定について
- 日程第 38 議第 108 号 米沢市林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第 39 議第 109 号 笹野民芸館の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議第 110 号 米沢市森林体験交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 41 議第 111 号 米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センター改築工事委託に関する基本協定の一部変更について
- 日程第 42 議第 112 号 米沢市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の廃止について
- 日程第 43 議第 113 号 米沢市農業委員会農地部会等の定数に関する条例の廃止について
- 日程第 44 議第 114 号 米沢市下水道条例の一部改正について
- 日程第 45 議第 115 号 米沢市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 46 議第 116 号 米沢市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の設定について

日程第 47 請願第 8 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出方請願

日程第 48 請願第 9 号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書提出方請願

(予算特別委員長報告)

日程第 49 議第 117 号 平成 28 年度米沢市一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 50 議第 118 号 平成 28 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 51 議第 119 号 平成 28 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 52 議第 120 号 平成 28 年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 53 議第 123 号 平成 28 年度米沢市一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 54 議第 124 号 平成 28 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 55 議第 125 号 平成 28 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 56 議第 126 号 平成 28 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 57 議第 127 号 平成 28 年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 58 発議第 7 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

日程第 59 発議第 8 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号と同じ

出欠議員氏名

出席議員 (24 名)

1 番	木	村	芳	浩	議員	2 番	相	田	克	平	議員	
3 番	島	貫	宏	幸	議員	4 番	小	島		一	議員	
5 番	佐	藤	弘	司	議員	6 番	山	田	富	佐	子	議員
7 番	相	田	光	照	議員	8 番	成	澤	和	音	議員	

9 番	中 村 圭 介	議員	1 0 番	鈴 木 藤 英	議員
1 1 番	皆 川 真 紀 子	議員	1 2 番	堤 郁 雄	議員
1 3 番	島 軒 純 一	議員	1 4 番	鳥 海 隆 太	議員
1 5 番	佐 藤 忠 次	議員	1 6 番	山 村 明	議員
1 7 番	工 藤 正 雄	議員	1 8 番	齋 藤 千 恵 子	議員
1 9 番	海 老 名 悟	議員	2 0 番	高 橋 英 夫	議員
2 1 番	高 橋 壽	議員	2 2 番	小 久 保 広 信	議員
2 3 番	太 田 克 典	議員	2 4 番	我 妻 徳 雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	井 戸 將 悟
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企 画 調 整 部 長	我 妻 秀 彰
市 民 環 境 部 長	菅 野 紀 生	健 康 福 祉 部 長	堤 啓 一
産 業 部 長	山 口 昇 一	建 設 部 長	杉 浦 隆 治
会 計 管 理 者	神 田 仁	総 務 課 長	安 部 道 夫
財 政 課 長	後 藤 利 明	総 合 政 策 課 長	渡 辺 勅 孝
上 下 水 道 部 長	宍 戸 義 宣	病 院 事 業 管 理 者	渡 邊 孝 男
市 立 病 院 事 務 局 長	加 藤 智 幸	教 育 長	大 河 原 真 樹
教 育 管 理 部 長	船 山 弘 行	教 育 指 導 部 長	佐 藤 哲
農 業 委 員 会 会 長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	町 田 和 利
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	小 林 栄	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	宮 本 秀 行
代 表 監 査 委 員	大 澤 悦 範	監 査 委 員 会 事 務 局 長	宇 津 江 俊 夫

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 高 野 正 雄

事務局 次 長 三 原 幸 夫

庶 務 係 長 金 子 い く 子

議 事 調 査 係 長 青 木 重 雄

主 任 渡 部 真 也

主 任 我 妻 政 仁

~~~~~

午前１０時００分 開 議

○海老名 悟議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

日程第1 議第75号市民バス（廃止代替  
路線（万世線））の指定管理者  
の指定について外28件

○海老名 悟議長 日程第1、議第75号市民バス（廃止代替路線（万世線））の指定管理者の指定についてから日程第29、議第129号米沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまでの議案29件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長18番齋藤千恵子議員。

〔総務文教常任委員長18番齋藤千恵子議員登壇〕

○18番（齋藤千恵子議員） 御報告申し上げます。

去る2日、8日及び15日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案29件であります。

当委員会は、議会日程に従い、12日及び19日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、関係部課長の出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第75号市民バス（廃止代替路線（万世線））の指定管理者の指定についてであります。が、本案は、市民バス廃止代替路線（万世線）の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から4年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、審査総合点数表によると管理に係る経費の得点がゼロ点である。こちらで示している管理に係る経費の範囲内で無理に抑えていることはないのかとただされ、当局から、公募要領として上限額を示しており、その範囲内で管理できるとの判断から応募していただいたと認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、運転手の健康管理について質疑があり、当局から、申請書によれば、点呼や血圧測定、定期的な健康診断を行うとしており、十分に注意を払っているとお聞きしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、利便性向上のためには乗客と日ごろ接する方の視点も必要だと思うが、管理者等と意見交換をする機会はあるのかとただされ、当局から、必要に応じて行っているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号米沢市児童会館の指定管理者の指定についてであります。が、本案は、米沢市児童会館の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、債務負担限度額が前回と比較して増額されているのはなぜかとの質疑があり、当局から、債務負担限度額の積算については同額としているが、前回については、その積算した額よりも低い金額で受託していただいたため、実際の契約額は積算した額よりも低い結果となっていたとの答弁がありました。

さらに、委員から、増額は人件費分とのことだが、企業努力では難しかったとの認識でよろしいのかとただされ、当局から、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、委員から、児童会館の電気料について、なぜコミュニティセンターと同様に一括払いの対象としないのかとの質疑があり、当局から、公

募施設については新電力に切りかえるなど企業の工夫で管理していただいている施設もある。コミュニティセンターは非公募であり、協力をいただける環境にあることから、まずはコミュニティセンター分を一括払いで行うことにしたとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号米沢市中部コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、議第93号米沢市南原コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでの17案件は、関連がありますので一括して審査を行いました。

これらの案は、本市のコミュニティセンターの管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、事業費が削減されたことにより、地域活動が縮小し、困惑しているとの話を聞くが、コミュニティセンターの果たす役割をどのように認識しているのかとただされ、当局から、社会教育的な側面をあわせ持ちながら、地域の方々が生き生きと地域性や独創性に富んだ活動を行う拠点としての役割があると認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、「輝くわがまち創造事業」については、住民が地域を見直すきっかけとなり、地域づくりに一定の成果が見られたと考えられるが、全コミュニティセンターを対象とし、事業費に一定の枠を設け、新規事業に取り組めるような仕組みはできないかとの質疑があり、当局から、地域の方々が積極的に事業に取り組むことは理想であるが、さまざまな課題もあることから、地域の実情に応じた議論が必要であるとの答弁がありました。

採決に当たっては、本市として何を期待する施設なのかを明確にした上で、それにのっとった事業展開ができるような支援体制をつくることが急務である。教育委員会のみならず、市当局もあ

わせた中で、施設の利活用が促進され、住民にさらに喜ばれる施設になるように、根本的なところから検討することを強く望み、賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号米沢市営八幡原体育館等体育施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市営八幡原体育館等の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、前回の債務負担額より増加しているが、内訳は何かとただされ、当局から、電気料や夜間受付の人件費単価を見直したことによる増加及び草刈り回数の増加といった業務追加によるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、新電力に切りかえる施設もあるとのことだが、施設全体で契約し直すことは可能かとただされ、当局から、全ての施設において新電力との契約は可能であるが、災害時の電力供給には不安があるため、今のところ、庁舎などの特定施設については東北電力と契約しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてであります。本案は、置賜広域行政事務組合が行う共同処理事務のうち、死亡獣畜保冷施設の設置及び管理運営に関する事務を廃止することについて、協議を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、各農家が独自ルートで民間の事業所を利用する傾向が強いとのことだが、それらの事業所は盤石な事業継続が見込めるのかとの質疑があり、当局から、今年度、各事業所とも更新の申請をしており、今後とも事業継続の意思があり、経営的にも十分可能との判断を協議会でやっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、鳥インフルエンザや口蹄疫などが発生した場合の対応はどうかとの質疑があり、当局から、市町村ごとに埋却処分を行い、適正に処理していくことになっているため、死亡獣畜処理とは切り離して考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第96号米沢市職員恩給条例等の廃止についてであります。本案は、本市の恩給制度を廃止しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第97号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例等の一部改正についてであります。本案は、雇用保険法等の一部改正に伴い、65歳以降に新たに任用され、その後退職した職員のうち、一定の要件を満たす者を失業者の退職手当の支給を受ける者とする等の所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員から、どのような者が該当するのかとの質疑があり、当局から、退職する者が短期の勤務であったり、懲戒処分等による退職手当の支給制限を受けるなどして、その退職手当の額が雇用保険で支払われる失業給付の額に満たない場合に適用されるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第98号米沢市市税条例の一部改正についてであります。本案は、所得税法等の一部改正に伴い、市民税の所得割に係る利子所得等の課税の特例を創設する等の所要の改正を行うほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員から、なぜ台湾だけなのかとの質疑があり、当局から、台湾とは正式な国交がないため、租税条約を結べないが、民間において日台民間租税取り決めが平成27年に締結された

ことを受けて国内法が整備されたことに伴い、特例を創設するものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第99号米沢市経済の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地域再生法の一部改正に伴い、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第121号米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。本案は、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額の設定、勤勉手当の支給割合の変更等をしようとするほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員から、財政状況を鑑みて、給与独自削減を実施しているが、本市のラスパイレス指数や県内における順位はどうかとの質疑があり、当局から、平成27年4月1日時点のラスパイレス指数は92.4であり、県内35市町村において35番目であるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第122号米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、山形県人事委員会勧告に準じ、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設しようとするほか、所要の改正を行うものであります。

本案に対し、委員から、該当するのは一般職員であるが、地方公務員法第22条の臨時職員には適用されるのかとの質疑があり、当局から、適用にはならないとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、  
原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第128号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、常勤の特別職の職員、議会議員及び病院事業の管理者に対して支給する期末手当の支給割合を変更するとともに、当分の間は、従前の支給割合により期末手当を支給しようとするものであります。

本案に対し、委員から、当分の間は実施しないわけだが、実施できるような状況になってからの改定でもよかったのではないかとの質疑があり、当局から、改定するタイミングであるが、一般職においては3年続けて引き上げられているため、その均衡を考慮し、改定しておく必要があるとの判断に基づき提案したものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、  
原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第129号米沢市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大しようとするほか、所要の改正を行うものであります。

本案については、とりわけ質疑や意見もなく、  
全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案29件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名 悟議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第75号から議第99号まで、議第121号、議第122号、議第128号及び議第129号の議案29件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。よって、議第75号から議第99号まで、議第121号、議第122号、議第128号及び議第129号の議案29件は、委員長報告のとおり決まりました。

### 日程第30 議第100号米沢市斎場の指定管理者の指定について外3件

○海老名 悟議長 次に、日程第30、議第100号米沢市斎場の指定管理者の指定について、日程第32、議第102号米沢市立興望館の指定管理者の指定について、日程第34、議第104号米沢市国民健康保険税条例の一部改正について及び日程第35、議第105号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長 7 番相田光照議員。

〔民生常任委員長 7 番相田光照議員登壇〕

○7 番（相田光照議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

当委員会は、議会日程に従い、13日の午前10時から、委員会室において全委員出席のもと、病院事業管理者、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

それでは、付託案件中、議第100号、議第102号、議第104号及び議第105号の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第100号米沢市斎場の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市斎場の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、斎場の建物を初めとして火葬炉等の老朽化が課題だと思うが、維持管理と修繕等の方向性はどうかとの質疑があり、当局から、火葬炉本体については、性能を維持するため定期的な部品交換を基本としている。また、その他の施設の維持については、利用者の要望等をお聞きしながら対応してまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理料が前回より増加している主な理由は何かとただされ、当局から、火葬件数が増加すると予想し、人員体制を見直したことが要因であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、利用者が重なったことなどの理由で、他自治体の斎場を利用することはあるかとの質疑があり、当局から、他自治体の斎場の利用は想定しているが、利用実績はないとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第102号米沢市立興望館の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市立興望館の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、この施設の指定管理者を非公募で選定しようとする理由は何かとの質疑があり、当局から、現在の指定管理者については、平成12年度から6年間、業務委託を受託し、以後、平成18年度から今年度まで、指定管理者として継続して施設の管理運営を行っている団体である。この施設には、家庭でのさまざまな問題によって支援を必要とする子供が入所しており、その対応にあつては、職員の継続的なかわりと知識、経験等が必要であることから、非公募によ

る指定としているとの答弁がありました。

また、委員から、この施設には他自治体からの入所もあるので、施設の運営費については応分の負担を他自治体に求めるべきと考えるがどうかとの質疑があり、当局から、民間立の児童養護施設の場合、施設の整備費について入所者の出身自治体に負担を求めた事例はあるが、運営費に負担を求めた事例はなく、興望館についても現実的には難しいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、入所理由として親からの虐待、育児放棄などが多い状況であるが、入所する子供への精神的なケアなど、万全の手当てはできているのかとただされ、当局から、特に虐待等を受けた子供に対しては、心理療法の担当職員がケアをしている状況にあるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、指定管理料が前回より増加している主な理由は何かとの質疑があり、当局から、児童福祉施設最低基準の改正等に伴い、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員及び看護師を置くこととしたこと、また、私立高校の学費を見込んだこと、これらの理由から指定管理料が増加したものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第104号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の税率等の改正を行うとともに、所得税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の所得割に係る利子所得等の課税の特例を創設するなど、所要の改定を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの税率改正は、国保財政の状況から加入者の理解を得ながら進めていかなければならない。同時に市民の健康意識を高め、医療費を抑制するような取り組みを全市的に進める必要があると考えるが、本市の取り組み状況はどうかとの質疑があり、当局から、市

民の健康づくりと医療費の適正化については、全庁的に連携しながら、これまで以上に実効性のある事業を構築して進めてまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、国保運営協議会に対し、保険税収入を2億円もしくは2億5,000万円増収を図る2つの案を提示し、2億5,000万円増収を図る税率改正で答申されているが、その理由は何かとの質疑があり、当局から、国保運営協議会では、保険給付費の伸びが上ぶれる可能性と、活用できる基金の枯渇を心配し、より安定的に国保財政を運営できるものとして2億5,000万円増収を図る税率改正を答申されたと受けとめているとの答弁がありました。

さらに、国民健康保険制度の改正により、平成30年度から県との共同運営に伴う納付金の額がわからないとのことだが、本市の医療水準、所得水準等によって試算できないのかとただされ、当局から、医療給付費からの公費等の収入を差し引いた残りが保険税収納必要額であるが、現時点では、県内全体の保険税収納必要額と医療水準、所得水準の反映割合が不明な中で、納付金を試算することは困難であるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、国保運営協議会からの答申の附帯意見について、これまでどのように協議が行われたのかとの質疑があり、当局から、現時点では、具体的な施策の検討までは進んでいないが、附帯意見にある「かかりつけ医を持ち、重複受診を避けること」などの重要性については、市の広報やホームページに掲載するなど、さまざまな機会を捉えてPRさせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、全国的に国保財政がますます厳しくなっているが、財政を確保するには国庫負担がふえなければ加入者の国保税をふやすしかない状況にある。その場合、加入者の負担率が妥当かどうかを判断する基準はあるのかとの質疑があり、当局から、県内他市の税率や本市の医療

費等の状況を見て、必要な財源を確保することを考え、総合的に判断しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、国は、低所得者の対策強化のため、昨年度から1,700億円を市町村国保に投入しているが、どのような形で低所得者に反映されているのかとただされ、当局から、財政運営が厳しい低所得者を抱える保険者に対する支援であり、昨年度の実質単年度収支の赤字額を抑えることができたと考えられるとの答弁がありました。

そのほか、本市独自の国保税の軽減措置の設定について、前期高齢者交付金について、国民健康保険制度の財源構成について、国保税の滞納者数についてなど、種々質疑がありました。

採決に当たっては、平成30年度にさらに税率を上げなければならないことが想定される中で、最低限平成29年度を乗り切れる増収額とすべきであり、また、資産割の軽減を図るなど、さらなる低所得者対策が必要であると考えことから反対との意見、一方、医療費を抑制する対策、市民の健康意識の高揚等に関する施策を全庁挙げて重点的に進められるよう申し添え賛成するとの意見、また、これだけ全国的に国保財政が厳しくなった主な要因は、国庫負担の削減である。市民の暮らし、生活を守る意味で、一般会計からの繰り入れを行い、国保加入者の負担を抑えていくことを求め反対するとの意見、一方、苦渋の決断ではあるが、国保財政が置かれている状況を直視し、税率の改正はやむを得ないと考えことから賛成するとの意見に分かれ、起立採決を行ったところ、可否同数でありましたので、委員会条例第17条の規定により、委員長において原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第105号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。本案は、自動車損害賠償補償法の適用を受ける者の診療等に要する費用の額を改定しようとするもので

あります。

本案に対し、委員から、改定する理由は何か、根拠はあるのかとただされ、当局から、市立病院の収益改善の一環として、県内の主な病院の額を参考に改定しようとするものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件のうち、議第100号、議第102号、議第104号及び議第105号の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○海老名 悟議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第104号に対し、21番高橋壽議員、10番鈴木藤英議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、21番高橋壽議員。

〔21番高橋 壽議員登壇〕

○21番（高橋 壽議員） 私は、議第104号国民健康保険税条例の一部改正について、反対をし、討論いたします。

反対の第1の理由は、国保財政が厳しい事態に陥っている一番の原因と、その責任を明確にしないまま、国保会計の帳尻合わせの議論に終始していることです。その結果、国民健康保険の制度の現在と将来の抜本的な解決ができないと考えるからです。

国民健康保険制度は、健康保険組合保険、協会けんぽなど、ほかの医療保険制度と違った特別な意味と役割を担っています。それは、国保が国民皆保険制度を下支えしている医療保険であるということです。したがって、国民健康保険を維持し、国民の医療を受ける権利と健康を保持するその責任は国にあって、国保法の第1条にも社会保障の柱として明確にされているのです。国保会計

に対する国庫負担の法律根拠ともなっています。

国民健康保険制度は、加入者国民から国保税なり料を徴収する保険方式をとっています。だからといって、民間の医療保険と同じように保険給付費の財源を専ら国保加入者の税収入で賄おうということでは、これは妥当ではありません。

今日、全国的に市町村の国民健康保険財政が逼迫するような事態に陥っている一番の原因は、高齢化社会を反映した加入者の高齢化と、それに伴う医療費と保険給付費の増加、加入者が年金収入だけの高齢者や、日本社会の貧困格差の拡大に伴う低所得世帯が、国保加入者に占める割合が大きいことに起因する国保会計の構造的な問題があります。

この問題を解決するだけの国の責任としての財源措置である国庫負担を十分していないということに原因があります。国保会計に占める国庫負担率は、70年代から80年代には医療費の45%と決めて、歳入全体の約60%を占めてきました。それが、今日では23%程度にすぎません。これでは、国保会計が逼迫してくるのは当然で、減らされた国保負担の肩がわりを被保険者が保険税の値上げという形でしてきたのではなかったのでしょうか。

市町村国保会計の逼迫の原因が国庫負担の減額にあり、国が責任をきちんと果たしていないことを、まず明確にし、曖昧にしないことが、国保の税率改正をどうするかを議論する場合の大前提としなければなりません。

改定を諮問した当局の発言からも、答申を出した国保運営協議会の議論でも、この一番の問題を抜け落としたままで、被保険者の保険給付増を、被保険者の保険税収入をどれだけ肩がわりすればいいか、この1点で議論を進めてきたのではないのでしょうか。これでは、国保改正の現在の逼迫した事態と、将来の維持可能な制度の、この課題に対する抜本的な解決策とは言えないのではないのでしょうか。

反対する第2の理由は、国保税の税負担率をこれ以上引き上げるべきではないからです。

国保税の所得に占める負担率は、ほかの医療保険制度と違い、全額被保険者負担となることから高くなっています。所得が低い被保険者が多く、保険料負担率は2015年度の全国平均では協会けんぽが7.6%、組合けんぽが5.3%などに比べ、国保は9.9%です。値上げ案に示された米沢市のモデルケースでも、ほとんどが10%を超えているのではないですか。1カ月分の収入が国保税だけで消えてしまう事態となっています。

こうした国保財源の逼迫の解消策を被保険者の値上げにのみ求めてしまうことになれば、年金給付額の削減、実質賃金が目減りし続ける中で、可処分所得に占める税負担率は青天井になってしまっているのではないのでしょうか。それでいいのでしょうか。

全国的には値上げはしているけれども、負担率の上限を、例えば10%程度、そういうふうに決めている自治体もあります。米沢市も参考にする必要もあるのではないのでしょうか。

当局の説明では、今回の値上げは29年までの国保会計を乗り切るために検討したものであって、再来年、平成30年度からの県単位化に移行した場合の国保会計を推計してのことではないとしています。国保運営協議会の議論では、当局の発言も含め、移行後の再値上げは避けたいとし、歳入増を2億円でなく2億5,000万円増を見込んだ値上げ案に絞り込んだようです。

県単位化に移行した場合の納付金は、100%納付が原則というふうになっています。納付額がどれだけになるか、まだわからないにしても、100%納付の仕組みは再値上げとならざるを得ないのではないのでしょうか。県単位化では、税率は市町村が決めると当局は述べています。しかし、納付額自体は市町村が決めるのではなく、したがって、税率も市町村の裁量で決めることができるものではありません。そのことも指摘しておきたいと

思います。

反対の第3の理由は、一般会計からの繰り入れを税率引き上げの回避策として考慮・検討から除外しようとしていることです。なぜ、このことを検討しようとししないのでしょうか。

厚労省は、税率引き上げを回避するための法定外の一般会計からの国保会計への繰り入れをしないようにとする通知を出すなどしています。しかし、国会でこのことが問われれば、助言であると答弁せざるを得ず、法的な拘束力はありません。

全国的には、一般会計からの法定繰り入れで国保税の値上げを回避している自治体は多く、昨年度の実績は3,900億円余りとなっています。にもかかわらず、米沢市では、一般会計からの法定外繰り入れを当局が最初から議論の外に追いやっているのではないのでしょうか。

国保運営協議会での議論では、一般会計からの繰り入れでしか税率を据え置きできる策はないといった趣旨の発言も、委員からありました。この発言に、わざわざ当局が国保被保険者以外のほかの加入者、市民の理解を得られないと発言したり、県内自治体では税率引き下げのために一般会計から繰り入れをした自治体はないと聞いていると答弁しています。

一般会計からの繰り入れをしていることは、本来、国が国庫負担で補填すべきものを自治体が代替せざるを得ない事情からです。国保は、公的医療保険を下支えする公費負担で成立する医療保険制度で、一般会計の補填額が被保険者の財布に入るといった性格のものではないと理解すべきものです。

今回の改定についても、被保険者からの徴収額の増額で歳入増を図るのではなく、一般会計からの繰り入れをして国保会計を持続できるものにすべきです。

最後に、米沢市が市民の医療と健康を享受する権利としての国民皆保険制度と、その根幹を担う国民健康保険制度の持続的な維持が必要と当局

が考えるならば、国に対し、国庫負担をふやし、そして国の責任を果たすよう、強く求めるべきと申し上げて、議第104号の国保税率引き上げの議案に反対し、討論といたします。

○海老名 悟議長 次に、10番鈴木藤英議員。

〔10番鈴木藤英議員登壇〕

○10番（鈴木藤英議員） 私からは、議第104号米沢市国民健康保険税条例の一部改正に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

今回提出されました議案は、本市の国民健康保険税を値上げする条例改正であります。

本市の国民健康保険給付基金保有額は、平成23年度末に8億7,000万円あったものが、同27年度末には5億円まで減少し、さらに今年度末には2億円まで減少する試算となっております。

これは、単年度赤字分をこの基金を取り崩して財政運営してきたことによります。このままでは、来年、平成29年度中に基金が底をつくことになり、安定的な保険制度を市民に提供することはできなくなります。

一方で、保険給付費は、本市において平成22年の約52億円から、5年後の平成27年度では約56億5,000万円と、3.5億円増加しており、その間、1人当たりの給付費も25万4,000円から31万円にはね上がっております。

この状況に至った背景には、国からの交付金が減額されたことや、急速に進行する高齢化、医療費の高騰、高額な薬剤の保険適用など、多くの要因が挙げられます。

本来ならば、このような状況を招くことのないよう、市民の健康維持を積極的に進め、医療費の抑制を図る等の施策を講じる必要があったものと思われまふ。

また、平成30年度から始まる新国保制度への移行による値上げの可能性がある中でもあり、現在置かれている経済状況の中で、被保険者の負担をふやすことは、何としても避けたいのは当然です。

しかしながら、一般会計からの繰り入れ等、国

保税以外の財源を充てることは、受益者負担の原則、また本市の現在の財政状況から、全市民の理解を得ることは難しいと考えます。

今後、本市として市民の健康、医療、福祉、税制に係る部局が横断的に連携を図り、市民の健康維持と医療費の抑制、収納率の向上を図る施策を積極的に展開することが不可欠であり、同時に平成30年度から始まる新しい国保制度に対する市民周知を進めていかなければなりません。

そのような施策を展開し、市民の健康維持と保険制度の重要性に対する意識の向上を図ることにより、本保険制度の健全で永続的な運営を推し進めていくことが望まれます。

今回の国民健康保険税の値上げは、何よりも市民の生命と健康を守る安定的な国保制度維持のためには苦渋の選択ではありますが、やむを得ないものであると考えます。

以上の理由から、議第104号米沢市国民健康保険税条例の一部改正に対して賛成し、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○海老名 悟議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました議第104号の議案1件を除く議第100号、議第102号及び議第105号の議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。よって、議第100号、議第102号及び議第105号の議案3件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第104号について、起立により採決いたします。

議第104号に対する委員長報告は、可否同数により委員長裁決において原案可決であります。

お諮りいたします。

議第104号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名 悟議長 起立多数であります。よって、議第104号は委員長報告のとおり決まりました。

日程第31 議第101号米沢市立ひまわり学園の指定管理者の指定について外1件

○海老名 悟議長 次に、日程第31、議第101号米沢市立ひまわり学園の指定管理者の指定について及び日程第33、議第103号米沢市老人福祉センター「寿山荘」の指定管理者の指定についての議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。ここで、地方自治法第117条の除斥規定により相田光照議員は御退席願います。

〔7番相田光照議員退席〕

○海老名 悟議長 この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員会副委員長21番高橋壽議員。

〔民生常任副委員長21番高橋 壽議員登壇〕

○21番（高橋 壽議員） 御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案6件中、先に報告いたしました議案4件を除く議第101号及び第103号の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第101号米沢市立ひまわり学園の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市立ひまわり学園の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から5カ年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、ひまわり学園で実施する児童発達支援事業は、他自治体の方も利用できるが、言葉の教室は利用できない。その理由は何かとの質疑があり、当局から、児童発達支援事業は、全ての利用者から応分な負担をいただく障がい福祉サービス事業であるため、他自治体の方も

利用できる。一方、言葉の教室は市の単独事業であるため、本市在住の方を利用対象としているものであるとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理料が前回より減少している理由は何かとただされ、当局から、指定期間内における職員の定年退職と新規採用に伴い、結果として人件費が減少することによるものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、新規採用される職員がキャリアアップできるように、研修体制の充実を図っていただきたいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第103号米沢市老人福祉センター「寿山荘」の指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市老人福祉センター「寿山荘」の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度1年間に指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、「寿山荘」の廃止に伴う代替施設はどのように検討されているのかとの質疑があり、当局から、温泉を有し、老人の憩いの場の機能などを持つ事業者、公募などによって業務委託できないか、現在検討しているところである。今年度中に「寿山荘」の廃止時期とあわせ明確にしていまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、委員から、「寿山荘」が廃止された場合、既存の建物はどうするのか。また、民間事業者等に譲渡することはできないのかとただされ、当局から、建物は築50年を経過し老朽化が激しいことから、取り壊す予定であり、そのまま引き渡すことは考えていないとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件のうち、議第101号及び議第103号の審査の経過と結果を申し上げ、報告いたします。

○海老名 悟議長 ただいまの民生常任委員長報告  
に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません  
ので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第101号及び議第103号の議案2件を委員長報  
告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。よって、  
議第101号及び議第103号の議案2件は、委員長報  
告のとおり決まりました。

○海老名 悟議長 ここで暫時休憩いたします。  
再開を11時7分といたします。

午前10時57分 休 憩

~~~~~  
午前11時06分 開 議

○海老名 悟議長 休憩前に引き続き会議を再開い
たします。

日程第36 議第106号米沢市上杉記念
館の指定管理者の指定につい
て外12件

○海老名 悟議長 次に、日程第36、議第106号米沢
市上杉記念館の指定管理者の指定についてから
日程第48、請願第9号「農業者戸別所得補償制度」
の復活を求める意見書提出方請願までの議案11
件、請願2件は、議事の都合により一括議題とい
たします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の

経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長12番堤郁雄議員。

〔産業建設常任委員長12番堤 郁雄議員登壇〕

○12番（堤 郁雄議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議におきまして当委員会に付託
されました案件は、議案11件、請願2件でありま
す。

当委員会は、議会日程に従い、14日の午前10時
から委員会室において、全委員出席のもと、関係
部課長並びに請願の審査においては参考人及び
紹介議員に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第106号米沢市上杉記念館の指定管理
者の指定についてであります。本案は、米沢市
上杉記念館の管理を行わせる指定管理者につい
て、平成29年度から5年間指定しようとするもの
であります。

本案に対し、委員から、年間の利用者数につい
てただされ、当局から、平成27年度の実績で1万
8,824人であるとの答弁がありました。

そのほか、施設利用者の内訳を飲食店の利用者
と一般の見学者に分けること、一般の見学者が気
兼ねなく利用できる環境をつくること、おもてな
しを向上し、評価を高めるよう努めることの要望
がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、
原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第107号米沢市地域資源活用センターの指定
管理者の指定についてであります。本案は、米
沢市地域資源活用センターの管理を行わせる指
定管理者について、平成29年度から5年間指定し
ようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全
委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決
しました。

議第108号米沢市林業センターの指定管理者の
指定についてであります。本案は、米沢市林業
センターの管理を行わせる指定管理者について、

平成29年度から3年間指定しようとするものがあります。

本案に対し、委員から、指定の期間を3年に短縮した理由についてただされ、当局から、当該施設は米沢地方森林組合が一部を事務室として利用しているが、一般の林業者の施設の利用がここ数年ないため、建物全体を移管することも含めた今後の施設のあり方について、米沢地方森林組合と協議検討する期間を考慮して3年に短縮するものとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第109号笹野民芸館の指定管理者の指定についてであります。本案は、笹野民芸館の管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から5年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第110号米沢市森林体験交流センターの指定管理者の指定についてであります。本案は、米沢市森林体験交流センターの管理を行わせる指定管理者について、平成29年度から3年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、指定管理の期間を3年と短縮する理由について質疑があり、当局から、当該施設は温泉施設の利用者が目標の8割を下回っており、一方で施設の老朽化により修繕費のかかり増しも今後見込まれることから、今後の施設のあり方について検討する期間を考慮して3年に短縮するものであるとの答弁がありました。

また、委員から、今後の施設のあり方の方向性についてただされ、当局から、温泉の設備があり、通常の施設と違って保守管理費用が大変高額になると見込まれることから、設備を更新する場合の費用と施設利用者の状況を勘案し、その後の方向性について検討したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後の方針決定に当たって、

廃止ありきでの議論にならないよう、さまざまな利用形態を地域の方と協議して進めてほしいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第111号米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センター改築工事委託に関する基本協定の一部変更についてであります。本案は、平成24年6月定例会で議決し、現在施工している米沢市公共下水道事業米沢浄水管理センター改築工事について、発注時における設計書の精査や請負差金などにより工事費の削減が図られたことから、協定金額を35億3,810万円から32億1,002万9,000円に3億2,807万1,000円減額し、協定を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第112号米沢市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の廃止についてであります。本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の選挙による委員の選挙区等を廃止しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第113号米沢市農業委員会農地部会等の定数に関する条例の廃止についてであります。本案は、農業委員会に置く農地部会等を廃止しようとするものであります。

本案に対し、委員から、農業委員会の組織変更に伴う当局の対応について質疑があり、当局から、農地の集積と担い手育成の事務について、農林課に地域連携推進員を配置して対応しているが、これからは、農業委員会の農地利用最適化推進委員の業務にそうした役割が含まれるので、今後の連携の方法について検討しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第114号米沢市下水道条例の一部改正についてであります、本案は、公共下水道の使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、料金値上げの根拠について質疑があり、当局から、昭和63年の供用開始から平成20年まで値上げをしてこなかったこと、また、今後地方公営企業会計に移行していく中で、現在の経営状況では成り立っていないものと考えたとの答弁がありました。

また、委員から、経営状況の改善の努力について質疑があり、当局から、公共下水道整備区域の見直しにより、投資の削減を図ってきたこと、汚水処理の適正な管理等で年間約1,850万円を削減してきており、今後、消化ガスの発電利用などでの活用により、さらに年間約870万円削減できる見込みであること、そのほか、管渠の工事におけるコスト低減には以前から取り組んできていること、収入の面では、普及促進の努力が重要だと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後の下水道料金について、30年、40年先の長期のシミュレーションを作成できないかとの質疑があり、当局から、下水道料金は、本来、3年から5年の期間で見直しを行うものとなっているが、公営企業会計への移行に向けて、平成31年度まで作業を行っている途中であり、資産調査及び評価が完了する平成30年度までに、中長期的に10年先程度の計画を考えたいとの答弁がありました。

また、委員から、一般会計繰出金から普通交付税算入額を差し引いた額が2億4,500万円あるというが、これについて使用料金の補填がなされれば、今後、永続的な安定経営ができるのかとの質疑があり、当局から、平成26年度で基準外繰入金5億1,300万円あり、これを理想としてはゼロに近づけるべきだが、政令指定都市でも使用料で

賄える限界は9割程度であり、難しい。しかし、市の財政を圧迫している目に見える2億4,500万円を少しでも削減したいというのが、このたびの使用料改定の趣旨であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、米沢クリーンセンターでのし尿処理を公共下水道で処理する場合のメリットについて質疑があり、当局から、浄水管理センターにし尿を投入すれば、下水道の使用料収入がふえる。加えて、本市全体としても置賜広域行政事務組合の負担金を削減することができるとの答弁がありました。

また、委員から、財政的に厳しい中、下水道整備を続けてきたのではないかと質疑があり、当局から、平成22年度に全体計画区域をほぼ基本計画区域のエリアに縮小し、平成27年度の生活排水処理基本計画の見直しに当たっても、合併処理浄化槽処理の区域を拡大しており、平成29年度には、今後の下水道の整備のあり方について、じっくり検討したいとの答弁がありました。

採決に当たっては、使用料改定に先立ってしなければならない試算や長期的な計画が不足しており反対との意見、経営状況の改善への努力が足りないこと、米沢クリーンセンターと浄水管理センターの二重行政の解消による値上げ額の圧縮の検討が不足していることから反対との意見、値上げ幅の妥当性が理解できず、市民を置き去りにした値上げと考えることから反対との意見と、財政の健全化を見据えて値上げは必要と考えること、公営企業会計への移行時に大幅な使用料アップに直面するのを避けるべきと考えることから賛成との意見に分かれたため、起立による採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第115号米沢市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります、本案は、農業集落排水処理施設の使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、農業集落排水の受益者数と水洗化率について質疑があり、当局から、現在利用可能な人口が446人であるのに対し、利用者が398人で、水洗化率は89.2%であるとの答弁がありました。

また、委員から、この施設の将来展望について質疑があり、当局から、当該施設は平成12年度供用開始で16年が経過しようとしており、平成29年度に当面の修繕方法等の検討に向けた調査を行いたいと考えており、経費を抑えながら修繕を行うなどして、今後、15年程度活用した上で合併浄化槽への転換なども検討したいとの答弁がありました。

委員間討議では、さきの下水道の使用料改定の議案で否決すべきものとの結果となっていることから、同様の料金改定の議案であり、同じ方向で議論すべきではないかとの討議がありました。

採決に当たっては、下水道の使用料値上げと同様に使用料値上げの妥当性に疑問があり、早急に長期的な計画を立てるべきと考えることから反対との意見と、将来展望は必要だが、現在の一般会計からの繰り入れの状況を考えると、使用料改定は必要と考えることから賛成との意見に分かれたため、起立による採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

議第116号米沢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の設定についてであります。本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出方請願であります。本請願は、平成30年3月末日で廃止される見込みの免税軽油制度について、従前どおり継続を求める意見書を

政府及び関係機関に対し提出していただきたいとするものであります。

本請願に対し、委員から、市内スキー場での免税軽油の使用料と免税金額の状況について質疑があり、参考人から、暖冬少雪だった平成27年度は、使用料合計は4万6,539リットル、免税額が149万3,901円で、通常の年の降雪と見られる平成24年度は、使用料が6万140リットル、免税額が193万493円であったとの答弁がありました。

本請願については、意見もなく、全会一致で採択すべきものと決しました。

最後に、請願第9号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見書提出方請願であります。本請願は、平成25年度までの制度としてあった「農業者戸別所得補償制度」の復活を求めるよう、政府及び関係機関に対し意見書を提出していただきたいとするものであります。

本請願に対し、委員から、農業経営に必要な機械類の更新に充てる経費の捻出の実情について質疑があり、参考人から、直近の農業センサスで農業従事者の平均年齢は68歳になっており、農業機械の更新にあつては、年金をその費用に充てているのが実情で、年金収入のない世代の後継者の就業は難しくなっている状況であるとの答弁がありました。

また、経営所得安定対策のうち、米の直接支払交付金が平成30年度から廃止される際に、農家の年収はどれほど落ち込むのかとの質疑があり、参考人から、米沢の平均的な経営規模、2町歩程度で考えると、現行の経営所得安定対策では交付金が1反歩当たり7,500円なので、約15万円の減収、中核農家と言われる10町歩の経営規模であれば、約75万円の減収、集落営農で数十町歩の経営規模であれば、さらに大きな金額が減るとの答弁がありました。

さらに、委員から、経営規模が拡大した場合、生産費はどのように変化するかとの質疑があり、参考人から、国では生産費が下がるとの試算

をしているが、実感としては、農薬や肥料の費用は下がり、機械の利用率や施設の利用率が上がることで一定の効果はあっても、大幅に生産費が下がることはないとの答弁がありました。

また、直接的な所得補償を行うことによる将来の担い手不足の解消や、地域農業を支える効果についてただされ、参考人から、国際化した農業環境の中での競争は避けられない。日本の農業補助金は3割程度であるが、ヨーロッパの農業所得の7割は補助金と言われており、アメリカも5割程度の補助を行っていて、それぞれ価格支持から直接支払いと環境支払いに移行しているため、日本も所得補償と環境支払いの面で直接支払制度を主体とする必要があるとの答弁がありました。

採決に当たっては、農業後継者不足を解消する対策、新規就農を促す対策をとることが先決であるため、戸別所得補償制度を復活させることには反対との意見、今後、長期に日本の農業を維持していくための新たな制度設計を行うことが大事であり反対とする意見と、国策として農家を守る姿勢を政府に堅持してほしいことから、戸別所得補償制度復活に賛成との意見に分かれたもので、起立により採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○海老名 悟議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第114号に対し14番鳥海隆太議員から、請願第9号に対し8番成澤和音議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、14番鳥海隆太議員。

〔14番鳥海隆太議員登壇〕

○14番（鳥海隆太議員） 議第114号下水道条例の一部改正について、反対の立場から討論させてい

たきます。

本案は、下水道料金の値上げをしようとする条例の一部改正の議案であります。

下水道は、公衆衛生の向上や自然環境の維持、河川の水質保持に役立つ施設であり、公害で汚染された河川を清流へと復活させた施設でもあり、生活に有効な文明的な施設であります。

しかしながら、その建設、維持管理、長寿命化には莫大な費用が必要という側面をあわせ持っております。同時に、その財源は使用料収入、市からの繰入金などとなっており、とりわけ一般会計からの繰入金は大きな役割があります。

その繰入金が、財政健全化計画のために大きく減らされるとの理由のもと、穴埋めの手段として料金の値上げをしたいとのことであります。値上げで繰入金の減額分を補完するわけではなく、緊急性にも乏しく、安易な結論の導き方でありました。

今回、値上げが必要手段であると至るまで、どのような検討をし、この議案の提出に至ったのでしょうか。協議会や委員会の中で、まだできること、調査すること、試算することがあるのではないかと。

例えば、下水道への接続率のアップについて具体的な計画、例えば施設の維持管理の削減について詳細な計算、例えば、将来を含む事業計画区域について将来的な試算、また、大きな観点から置賜広域行政事務組合の米沢クリーンセンターに委託しているし尿処理、このし尿処理事業を下水道事業と一体で行うことにより、本市からの分担金削減効果と処理料の収入等々についてまで議論し、審議、審査を行いました。具体的な計画やその説明を得ることがなく、先ほども申し上げた緊急性にも乏しく、値上げが必要だというような根拠が示されませんでした。

議第115号米沢市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についても、毎年の繰入金運営ではなく、将来を見据え検討する

意味では同様であります。安易な値上げによる将来設計では、すぐに底が見え、さらなる安易な値上げが待ち受けると思います。

値上げは最終的な手段です。今、ここで必要なことは、将来にわたり持続可能な公共サービスを考えること。細部にわたり検討が必要な接続率、経費、事業計画、そして米沢クリーンセンター問題を議論し、計画をつくること。今、ここで立ちどまり、知恵を出し合うこと。その上で、再度料金を考えること。そのように再考を促すためにも、将来にわたり持続可能な公共サービスをつくり上げる意味合いを含め、本案であります議第114号下水道条例の一部改正についてを反対いたします。

以上、議員皆様におかれましても、厳しい判断ではございますが、御賛同いただけますようによろしくお願い申し上げます、討論を終了いたします。

○海老名 悟議長 次に、8番成澤和音議員。

〔8番成澤和音議員登壇〕

○8番（成澤和音議員） 私は、請願第9号「戸別所得補償制度」の復活を求める請願に関して、反対の立場で討論いたします。

我が国の農業は、持続可能性がありますでしょうか。日本の農業総産出額は、30年間で11兆から8兆円にまで落ちてしまいました。農業者の平均年齢も60代後半、65歳以上が占める割合は約60%と、高齢化が急速に進み、危機的状況にあります。

安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。さらに、水資源の涵養など、農業が農産物の生産以外に果たす多面的機能を維持、増進するために、農業を発展させる必要があります。

しかしながら、このたびの請願でもある戸別所得補償制度は、狙いが不明瞭な政策であり、ばらまきとやゆされても仕方がない制度となっております。

また、補助対象の品目が絞られているため、保

護された農産物を生産するほうが生活的に楽になる構造です。加えて、標準的な生産費を補償するかわりに米価下落を放置する政策になっていきます。構造改革が進まず、コストが下がらないまま米価が下がれば、戸別所得補償に必要な財政負担は増大します。仮に、米の需給均衡が達成されて米価が維持されなければ、価格下落に対する最終的な補償となる変動部分の支出が膨大なものとなってしまい、財政的に安定した制度とはなり得ません。いずれ、財政的に負担し切れなくなり見直さざるを得なくなってしまうと思います。拙速な判断によって、二転三転する農業政策は、現場、農家に混乱を引き起こしてしまいます。

戸別所得補償制度の復活によって問題が解決するほど、日本の水田農業が置かれている状況は単純なものではありません。減反政策など、高米価を維持するために、食料安全保障に不可欠な農地資源を減少させ、多面的機能を果たす水田を水田として使わせない政策が続けられていることを再考しなければ、根本的な解決には至らないのです。

そして今後、国内だけを見ると、人口減と高齢化で需要はさらに減少してしまいます。海外の市場を狙い、意欲ある生産者の努力が報われる環境をつくっていかねばなりません。そのために、全ての農家を所得補償の対象とするのではなく、今後の農業を担う新たな世代、農家へ力強く支援し、生産性、効率性も考えた政策誘導をしていかねばならないと思います。

よって、「戸別所得補償制度」の復活を求める請願に対して、反対をいたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、私の討論といたします。

○海老名 悟議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長報告中、異議のありました議第114号、議第115号及び請願第9号の議案2件、

請願 1 件を除く議第106号から議第113号まで、議第116号及び請願第 8 号の議案 9 件、請願 1 件を、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。よって、議第106号から議第113号まで、議第116号及び請願第 8 号の議案 9 件、請願 1 件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第114号について起立により採決いたします。

議第114号に対する委員長報告は、賛成少数により原案否決であります。

お諮りいたします。

議第114号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名 悟議長 起立少数であります。よって、議第114号は否決されました。

次に、異議のありました議第115号について、起立により採決いたします。

議第115号に対する委員長報告は、賛成少数により原案否決であります。

お諮りいたします。

議第115号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名 悟議長 起立少数であります。よって、議第115号は否決されました。

次に、異議のありました請願第 9 号の請願 1 件について起立により採決いたします。

請願第 9 号に対する委員長報告は、賛成少数により不採択であります。

お諮りいたします。

請願第 9 号を採択することに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○海老名 悟議長 起立少数であります。よって、

請願第 9 号は不採択とすることに決まりました。

**日程第 4 9 議案第 1 1 7 号平成 2 8 年度
米沢市一般会計補正予算（第
6 号）外 8 件**

○海老名 悟議長 次に、日程第49、議第117号平成28年度米沢市一般会計補正予算（第 6 号）から日程第57、議第127号平成28年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第 2 号）までの議案 9 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長14番鳥海隆太議員。

〔1 4 番鳥海隆太議員登壇〕

○1 4 番（鳥海隆太議員） 御報告申し上げます。

去る 2 日及び 8 日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案 9 件であります。

当委員会は、議会日程に従い、15日本会議終了後に委員会室において、各委員出席のもと、当局から市長を初め教育長、関係部課長にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等とその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第117号平成28年度米沢市一般会計補正予算（第 6 号）の歳出であります。補正予算の提案があった款項のほか、事前に質問通告のあった款項についても質疑が行われました。

まず、第 3 款民生費では、保護者が市内の保育園で、家庭から冷凍母乳を持参するので提供してほしいと申し出たところ、対応できないとの回答があったとの話があるが、本市の方針及び各保育

施設等での対応状況はどのようになっているのか。また、対応する場合には、衛生面と安全面が一番重要であり、施設面での不安のある施設であっても、市が支援することで対応が可能となるはずなので、検討していただきたいが、どうかとして質疑がありました。

また、放課後児童クラブ設置促進事業費補助金について、補助対象のクラブ名とそのクラブの運営形態、設置された施設の中身、整備の進捗状況や現状、事業にかかわる自己負担額などはどうなっているのか。また、新しくできる施設に、これまでの児童が全部移るのかとして質疑がありました。

さらには、市立保育所の施設にカメラを設置するということだが、その設置目的は何かとして質疑がありました。

また、さきの一般質問等において、既存施設を利用して室内遊戯施設を設置するという案が白紙となったとの説明があったが、検討された内容が議会にほとんど明らかにされないままの白紙撤回はおかしいのではないかと。白紙撤回とする場合でも、議会に経過を具体的に説明し、次の計画を議会に提示する必要があると思うが、なぜそのような結論となったのか。今後、新たに建設することになれば、財政問題を含めて検討が必要と考えるが、今後、いつごろ、どのような形で建設をしたいと現時点で思っているのかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、米沢の味ABCとして振興を図っていくべき米沢鯉の振興策が弱いのではないかと。消費の落ち込み、餌の高騰等によりコイの養殖が非常に厳しい状況にあるとのことだが、市の現状認識はどうか。また、餌として使用している飼料用米について、家畜には補助が出るがコイには補助は出ないと聞いている。このままだと、養鯉業が消滅しかねない危機的状況である。コイは薬用魚と言われるほど栄養価が高く、健康にいい魚である。飼料用米に補助が出るよう

に国に要望するなど、市として柔軟な考え方をもって米沢鯉を守ってほしいがどうかとして質疑がありました。

第7款商工費では、桐町戎市の関係者から、イベントの際に本市が貸与しているインカムについて、メンテナンスの状況がよくなり、半数ぐらいしか使えなくて困っているとの話があった。団体としては、貸し出しのルールを守り、故障時には弁償するなどとしてきているが、市では修理せず、使用できる台数が減っているのはおかしいと考えているので、市として丁寧な対応をとっていただきたいと思うがどうかとして質疑がなされました。

また、お祭り広場の整備については、駐車場を有料化することにより、その収益を観光振興に充てるという内容の附帯決議がなされているが、さきの委員会等で整備が先送りになったとの報告があった。収支シミュレーションを行った結果、財政効果が薄いとのことから、このたびの結論となったようであるが、舗装の範囲や自動精算機のリース年数などを変えることにより、早期の黒字化が見込まれるのではないかと。もう一度シミュレーションをやってほしいと考えるがどうかとして質疑がありました。

さらには、地方創生推進交付金については、1億円限度でその2分の1が交付税措置となる有利な交付金であり、県内で尾花沢市と本市だけが申請していない。なぜ申請していないのか。幅広く使えるメニューがあるのに申請しないのは、もったいないのではないかと。該当する事業をつくっていく姿勢が必要であり、それが創生である。使える交付金は何でもとりに行くべきと考えるが、どうかとして質疑、要望がありました。

第8款土木費では、高度成長期に一気に整備された各種インフラが、建設から四十数年たって早めの手当が必要となっているが、特に橋梁について、長寿命化の対象件数と更新率の現況はどのようになっているのか。また、大きな地震等の災

害に対して、あらかじめ整備されていた場合と壊れてから復旧するのでは、その費用に雲泥の差が出てくると考えるがどうか。その認識はどうかとして質疑がありました。

また、以前から指摘しているナセＢＡの東側市道について、夕方の時間帯に送迎の車が駐車する中、道路向かい側に駐車場がある関係から、その間を縫って道路を横断する人がおり、非常に危険であるが、その対応はどのように考えているのか。ナセＢＡを建設する際にも、向かい側に駐車場をつくることから、その点は指摘していたが、事故が起きてからでは遅い。これから冬期間に入るため、早急に安全対策の実施をお願いしたいがどうかとして質疑、要望がありました。

さらには、橋梁について、５年ごとに検査を行っているとのことだが、検査は目視できないところも含めて、どのように行っているのか。特に、橋脚については、川の中にあり難しい部分もあると思うが、河床低下で岩盤も危なくなっている。その把握はどのようにしているのか。河床低下の根本的対策と橋脚の安全対策について、きちんとやっていただきたいがどうかとして質疑がありました。

債務負担行為の補正では、指定管理者の管理料について、期間はほとんど５年間で主なものは人件費だと思うが、人件費の積算単価はどういう基準になっているのか。また、ベースアップはあるのか。市の嘱託職員の報酬や臨時職員の賃金単価をベースにしているとのことだが、実績を公表できないか検討していただきたいがどうかとして質疑がありました。

以上が、議第117号平成28年度米沢市一般会計補正予算（第6号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望であります。議第117号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第118号平成28年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につつま

しては、国保税の収納率が92%ほど、未納者は2,300人くらいということであるが、納付が困難な方には免除制度もあり、大変な中でも納付される方もいるので、きちんと徴収していくことが大切である。収納率及び未納額を今後どのように改善していくのか、具体的な目標数値、改善策はどうかとして質疑がありましたが、議第118号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第119号平成28年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）、議第120号平成28年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）及び議第123号平成28年度米沢市一般会計補正予算（第7号）から議第127号平成28年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全委員異議もなく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、米沢市市立病院事業会計につきましては、過去10年の損益推移で平成23年度及び24年度が黒字になっている。黒字になった要因はレセプトが電子化されて経営分析ができたことという答弁だったが、DPC制度が経営改善のかなめではないかと考えている。県内の黒字のほかの病院について、DPCを見たところ、米沢市立病院の在院日数が長い傾向にあるが、在院日数が長いと診療報酬点数が下がり採算が悪くなると認識している。医業収益が下がれば経費を削減する必要があると思うので、宿直されて頑張っている医師には給与を多く支払い、退職されて臨時職員として勤務している医師については給与の額等を検討すべきではないか。DPC制度でどのような経営分析をして、どのような弱みを把握したのか、ここ数日、院内でアンケートもとったと思うが、現場の声として教えてほしい。自治体病院の半数は赤字でも、半分は黒字なので、経営をしっかりしていただきたいとして質疑、要望がありました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案

の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告とします。

○海老名 悟議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

お諮りいたします。

議第117号から議第120号まで及び議第123号から議第127号までの議案9件を、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。よって、議第117号から議第120号まで及び議第123号から議第127号までの議案9件は、委員長報告のとおり決まりました。

日程第58 発議第7号免税軽油制度の 継続を求める意見書の提出 について

○海老名 悟議長 次に、日程第58、発議第7号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。

提出者13番島軒純一議員。

〔13番島軒純一議員登壇〕

○13番（島軒純一議員） ただいま上程になりました発議第7号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてであります。意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

〔別紙 発議第7号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○海老名 悟議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第7号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。よって、発議第7号は、原案のとおり決まりました。

日程第59 発議第8号地方議会議員の 厚生年金への加入を求める 意見書の提出について

○海老名 悟議長 次に、日程第59、発議第8号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。

提出者13番島軒純一議員。

〔13番島軒純一議員登壇〕

○13番（島軒純一議員） ただいま上程になりました発議第8号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてであります。意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさ

させていただきます。

〔別紙 発議第8号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い
申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○海老名 悟議長 ただいまの提出者説明に対し、
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御
希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 なければ、議員間討議を終結い
たします。

次に討論に入りますが、通告がありませんので、
討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海老名 悟議長 御異議なしと認めます。よって、
発議第8号は、原案のとおり決まりました。

市長挨拶

○海老名 悟議長 以上で、本定例会に付議されま
した案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますの
で、これを許可します。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会12月定例会の閉会に当たり、
一言御挨拶を申し上げます。

去る12月2日に招集いたしました本定例会は、
本日全日程を終了いたしました。20日間にわたる
会期中、提出いたしました案件につきまして、終

始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げ
ます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見
等につきましては、今後の市政執行に十分反映し
ていきたいと考えております。

さて、昨年12月に市政をお預かりして以来、ち
ょうど1年になりますが、景気回復が地方にまで
浸透せず、人口減少が進むなど先行きの見えない
閉塞感の中、米沢を変えていかなければならない
との思いで市政運営を行ってまいりました。

厳しい財政状況は今後も続くものと思われま
すが、米沢市まちづくり総合計画及び米沢市財政健
全化計画の施策を推進していき、米沢を明るく元
気なまちに変えていきたいと考えておりますの
で、議員各位の御理解と御協力をお願いを申し上
げます。

また、議員各位には、この1年、市勢の発展と
市民サービスの向上に多大な御尽力を賜りまし
たことに對し、深く敬意を表し、心から御礼を申
上げます。

ことしも余すところわずかとなりましたが、議
員各位におかれましては、御壮健にてつつがなく
新春をお迎えになられるよう御祈念を申し上げ、
御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

○海老名 悟議長 以上をもちまして、平成28年12
月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦勞さまでした。

午後 0時05分 閉 会